

大泉町都市計画提案制度の流れ

◆事前相談（任意）

都市計画の提案をお考えの方は、事前に都市整備課までお問い合わせください。

◆提案の要件

提案の区域が5,000㎡以上の一団の土地で、区域内の地権者等の2/3以上の同意などが必要です。

◆提出書類

提案者の住所、氏名などを記載した提案書や、都市計画の素案、土地所有者の同意書など

◆提案の受付

受付は都市整備課で行い、提案要件及び書類等の確認を行います。提出書類等に不備がある場合は、訂正をお願いします。

◆提案に対する判断

町は、都市計画マスタープラン等を踏まえたまちづくりの方向性を考慮し、都市計画決定又は変更をする必要があるかを判断します。

◆都市計画決定（変更）する場合

計画提案を踏まえ、町は都市計画案を作成し、都市計画審議会に諮問する等の手続を経て、決定や変更の告示を行います。

◆都市計画決定（変更）しない場合

提案内容について、町の都市計画審議会の意見を聴いた上で、決定や変更をしない理由などを提案者に通知します。

◆提案内容・審査結果等の公表

町の都市計画を広く理解していただくために、提案内容及び結果については公表します。

